

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
23	入札説明書	27	3	(7)	カ	(ア)	契約保証金の納付	<p>契約保証金については、本事業においては工事業務が多年度に渡り、かつ工事が発生しない年度もあることから、事業期間に渡り納付し続けることは現実的ではなく、かつ契約保証金の趣旨から反するものと考えます。したがって、契約保証金については、工事が発生する年度単位にて、当該年度における工事費相当額及び当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の10分の1以上に相当する額の納付等を行えば足りるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>事業者は、整備協定を単位として工事費相当額（ただし、割賦金利相当額は除く）及び当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の10分の1以上に相当する額を納付することとし、協定完了後にそれは還付されます。</p>	6月27日公表